



保育士・保育教諭として、 子どもの貧困問題を考える

質の高い保育実践のために



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会

こんなことは、
ありませんか？

子どもの貧困かもしれない、保育のなかの気づき

● 衣服

- 大きすぎたり、小さすぎたり、身体のサイズに合っていない服を着ている。
▶ 必要な服を購入することが困難で、サイズの合っていない服や靴を身に着けなければならないのかもしれない。

- 洗濯をしていないようで、衣服が清潔ではない。
▶ 洗濯ができず、同じ服を着ざるを得ない状況があるのかもしれない。

● 保護者からの発言

- 「オムツの使用枚数を少なくして欲しい」と訴えることがある。
▶ 必要な数のオムツを購入することが困難なのかもしれない。

● 子どもの状況

- 入浴していないようで、頭髪がべたべたしている。
▶ 清潔さを保つのに必要な回数、お風呂を沸かし、入浴することができないのかもしれない。

- ボーっとしており、無気力である。
 自分なんかどうでもいいという態度が見受けられる。
▶ 必要なものを購入してもらえないという経験などが積み重なり、希望が持てない状況なのかもしれない。



● 食事

- 「朝食を食べていない」という。
- 「家に帰ってから何も食べていない」という。
- 適量を超えて、給食を何杯もお代わりをする。

▶ 食費を切り詰めなければならない状況であったり、そもそも家庭のなかで、食事が用意されていないのかもしれませんが。

● 健康管理

- 風邪で早退したとき、医療機関を受診せず、翌日登園してくる。

▶ 診察代を工面することができなかつたり、医療費の補助制度を知らないのかもしれませんが。

● 保護者の経済状況

- 必要な負担金の納入が滞りがちである。
- 遠足など、園の行事に参加しない。

▶ 必要なお金を工面できなかつたり、必要な物品が用意できなかつたり、生活全体に余裕がないのかもしれませんが。

● 生活の状況

- 保護者が長時間働いており、子どもの生活リズムが崩れている。

▶ 一つの仕事で必要な収入を得ることができず、保護者が仕事の掛け持ちをせざるを得ない結果、長時間労働となって、子どもの生活に気を向けることが困難な状況にあるのかもしれませんが。





- 現在の日本において、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の5割以上が貧困状態にあり¹、就労しているにもかかわらず、生活に困窮しているという実態があります。
- 貧困な世帯の子どもだから特別な対応を行うという考え方ではなく、生活に困窮する世帯が抱える生活課題・福祉課題が、子どもの生活や育ちにさまざまな影響を及ぼしているとの視点に立って、保育士・保育教諭としていかに子どもや保護者にかかわるのかを考えることが必要です。
- 子どもの生活や心身の状況の変化を、さまざまな場面で気づくことのできる環境にある保育士・保育教諭が、日本の「子どもの貧困」の過酷な状況を認識し、児童福祉に携わる者として可能な支援を行うことは、子どもの健やかな育ちにつながる重要な取り組みです。
- また、貧困であるなしにかかわらず、子どもの自己肯定感を育むことは、保育士・保育教諭の本来的な役割です。
- 保育所・認定こども園は、地域の中で、子どもも保護者も安心できる場所であり、必要な支援を行う役割を持っています。
- こうしたことを踏まえ、全国保育士会は、保育所・認定こども園等で活躍している保育士・保育教諭が、子どもの貧困に対してどのような取り組みができるのか、検討を行いました。
- 本パンフレットは、その検討結果を紹介したものです。本パンフレットをご活用いただき、みなさまの園において、子どもの貧困問題に対する支援等の取り組みをお進めいただきますようお願い申し上げます。

¹ 「子供がいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっている。」（『平成27年度版 子供・若者白書』〔内閣府〕）

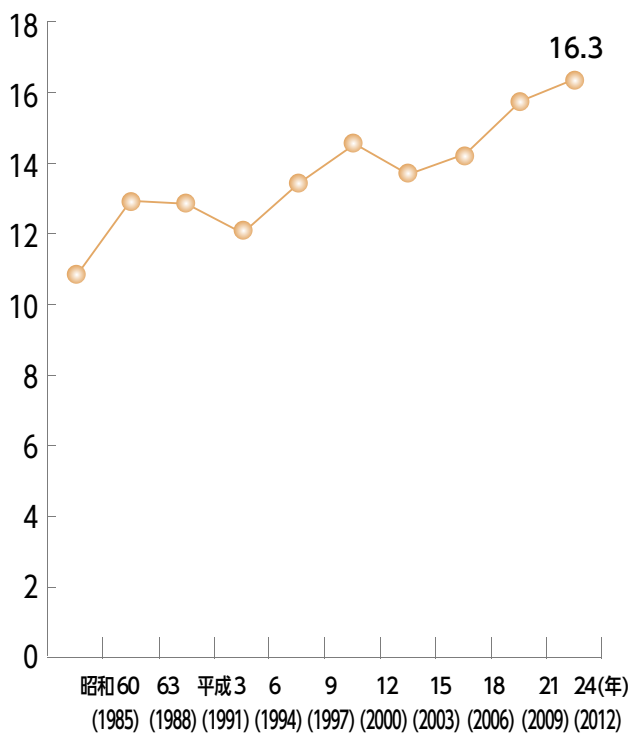


本パンフレットにおける 「子どもの貧困問題」の 定義について

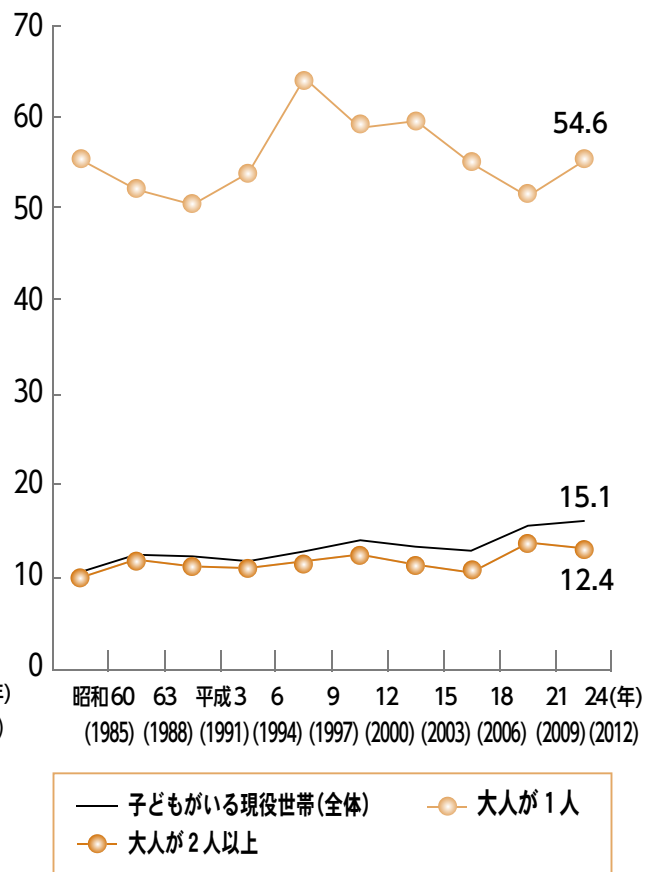


- 本パンフレットでは、「子どもの貧困」を、保護者（世帯）の低所得等によって、その子どもの適切な養育環境や資源が整っておらず、成長に影響が生じる状況にあることと前提しています。
- 本パンフレットでは、貧困状態にある子どもの割合を示す指標として、『国民生活基礎調査』（厚生労働省）の「相対的貧困率」²を基礎データとしています。

(1) 子どもの相対的貧困率



(2) 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率



出典『平成27年度版 子供・若者白書』(内閣府)

² 「相対的貧困率」とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。（『国民生活基礎調査』(厚生労働省)）





保育所・認定こども園等における、 子どもの貧困問題の捉え方



- 一見すると、経済的な困窮状態にはないと思われる場合でも、保護者の子どもの養育に対する考え方によって、そのように見える場合があります。
- たとえば、保護者の収入が一定以上のレベルであっても、子どもの養育にはお金をかけないという考え方の場合、子どもの衣服は質素であるかもしれません。
- 他方、汚れた衣服を着ていることや、食事をしていないことが多く見受けられるなどの場合、貧困だけではなく、子どもの虐待も疑われます。
- 気になる子どもがいた場合、その気になることが、貧困に起因するものなのか、他の要因によるものなのかを見極める必要があります。
- なお、保護者の収入が少なく世帯として経済的な困窮状態であっても、子どもの育ちに必要なことには優先してお金を費やすという考え方の場合には、その子どもの養育の問題としては見えないかもしれません。このような場合は、保護者が支援を必要としているのに、気づくことが難しい場合もあります。



対応支援の留意点



- 子どもの貧困問題への対応にあたっては、保育士・保育教諭の何気ない言葉により、貧困に悩む保護者の自尊心を傷つけないよう充分注意し、配慮することが大切です。
- また、衣服や食物等の現物を提供する場合は、不公平な扱いを受けていると他の保護者から受け取られないよう、また、他の保護者が課題を抱える保護者を傷つけてしまうことにつながらないよう、支援に関する情報の管理を適切に行うなどの配慮が求められます。
- また、日頃から、「何か困っていることない?」「実は、このことで困っているの」と言える保育士と保護者の信頼関係を築いておくことも重要です。

保育所・認定こども園等の保育士・保育教諭は、子どもの貧困に対して、どのような支援を行うことができるのでしょうか。具体的な事例を紹介します。

服のサイズが身体に合っていないAくん

気づきの場面	Aくんは、2歳のときに着ていた服を、3歳になっても着ている。その服では、お腹や背中が出てしまい、体格にサイズが合っていなかった。そのことが気になったB保育士は、クラスのリーダー保育士Cにそのことを話した。
対応①	B保育士とCリーダー保育士で相談し、洋服のサイズについて、Aくんの保護者のDさんへ、B保育士から話をし、その際、家庭の状況も伺うこととした。 Dさんからは、「Aくんの成長が早く、もらった服が小さくなってしまった。持っている服が少なく、買ってあげたいのだが、お金がなくて買えない」と困った様子であった。
対応②	そのことについてB保育士から報告をうけたCリーダー保育士は、主任保育士のEに、対応の相談をした。 Aくんの体調を考慮し、保育所で保管している古着の上着を、Dさんが新しい洋服を購入するまで貸与し、Aくんに着てもらおうよう、申し出ることとした。 E主任保育士はそのことを園長のFに報告し、了承を得た。
対応③	B保育士は、Dさんに、Aくんが風邪をひかないよう、新しい服を購入するまで、保育所が上着を貸すことができると申し出た。 Dさんは、ほっとした表情で、ありがたくその申し出を受けると言った。

📌ポイント📌

- 同じ服を毎日のように着ているから貧困であるとは限りません。子どもが特定の服を好きで同じ服を着ている場合もあります。また、小さめのサイズの服を着ている場合でも、保護者の好みで着せている場合もあります。清潔であるかどうかということが判断の一つのポイントになるでしょう。
- 支援に際しては、他の保護者から不公平な扱いを受けていると受け取られないよう配慮することが必要です。また、支援する保護者の自尊心を損なわないようにすることも必要です。衣服を無償で差し上げるのではなく、貸与する(返却していただくことが前提)などの形として支援することが望ましいと考えられます。



いつも空腹そうなGちゃん

気づきの場面	Gちゃんは、給食を何杯もお代わりし、ガツガツ食べてしまう。担任のH保育士は、とても食欲旺盛なだけと捉えていたが、1歳年上のお姉ちゃんのIちゃんも同じだと、Iちゃんの担任保育士から聞かされ、少し気になった。
対応①	H保育士は、リーダー保育士Jと相談し、GちゃんとIちゃんへ、家できちんと食事をしているのか様子を尋ねてみることにした。 その結果、朝食は食べないこと、夕食は食べるが、お腹がすいているときがあることが分かった。その旨を主任保育士に報告した。
対応②	園長に報告し、対応について検討した。その結果、まずはGちゃんの担任から保護者へ、家庭の状況を伺うこととした。 お迎えにやってきた保護者のMさんに、Gちゃんの空腹な様子が頻繁に見られ、気になっていることをH保育士から伝えた。Mさんは、「朝食を食べていないこと、お腹いっぱい食べさせてあげたいが、食費を節約するために充分ではないこともあるかもしれない」と、しょんぼりした表情で話した。
対応③	伺ったことを踏まえ、次の対応を行うこととした。 ①GちゃんとIちゃんが空腹そうな様子が伺えたら、そのとき提供できる食べ物を、別室で勧める。 ②Mさんには、Mさんの気持ちを大切にするため、かつ、園に対する依存を引き起こさないようにするために、そのことを伝えない。 ③Mさんに、近隣で「こども食堂」を行っている子ども・子育て支援団体の情報を提供する。 Mさんは、「こんな活動のことは知らなかった。参加してみたい」と明るい表情で話し、Gちゃんと手をつないで、Iちゃんのクラスへと向かっていった。

📍ポイント📍

○朝食を食べていないことが、貧困に起因することではなく、保護者の生活習慣による場合もあります。

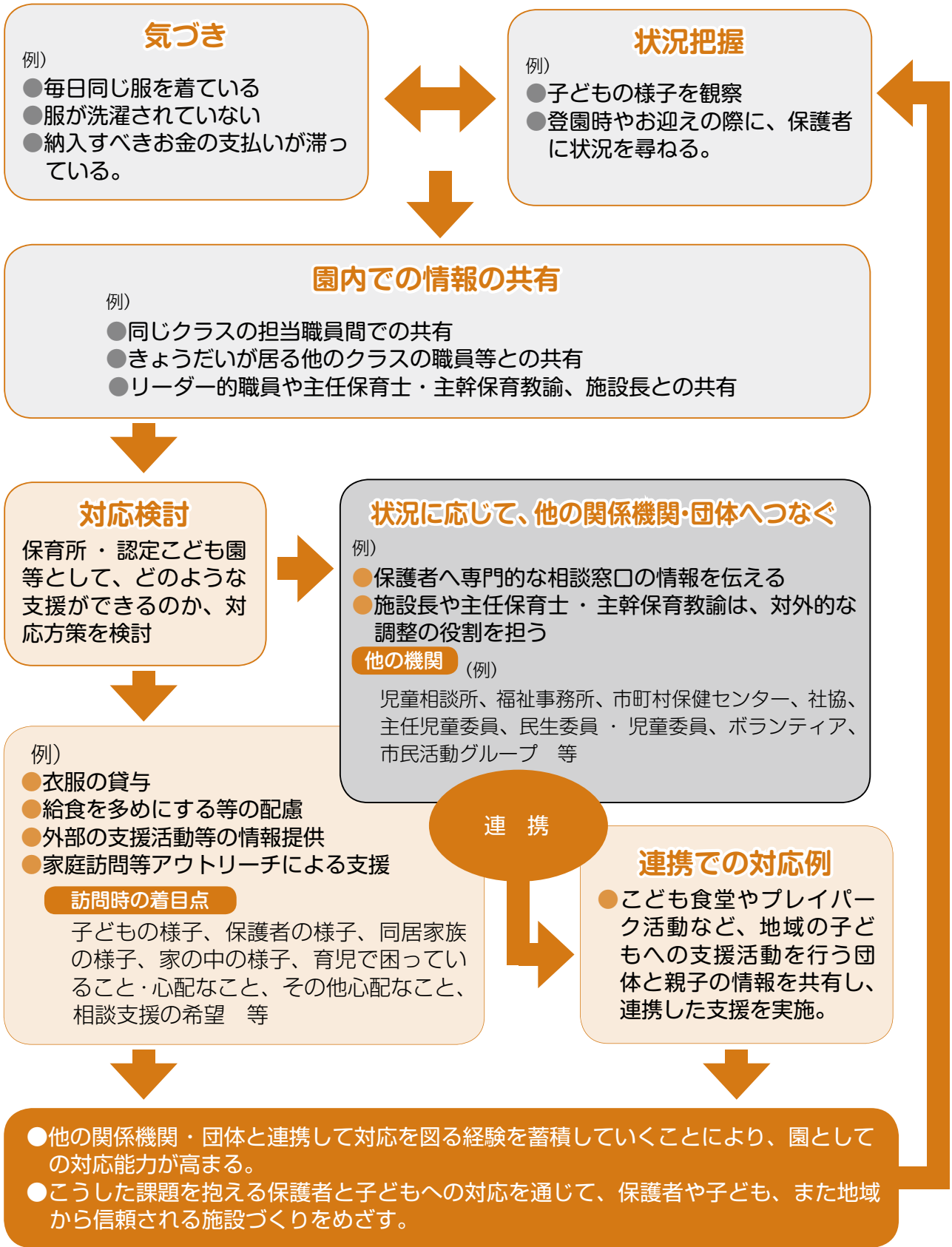
○衣服に関する支援と同様に、食事の場合でも、他の保護者から不公平な扱いを受けていると受け取られないよう配慮することが必要です。また、支援する保護者の自尊心を損なわないようにすることも必要です。

○おやつメニューを腹持ちの良いものにする、給食はなるべく多めによそう、給食のお代わりを優先して提供する、などの工夫も考えられます。





対応の流れ





連携することが想定される 他の関係機関・団体の例



- 子どもの貧困問題への対応においては、保育所・認定こども園だけでは対応できない場合もあり、日頃から他の関係機関・団体と連携しておくことが必要です。
- どのような関係機関・団体と連携するのは、事例により様ざまですが、連携が想定される関係機関・団体として、次のものが考えられます。
 - ①小学校、スクールソーシャルワーカー、市区町村、児童相談所、福祉事務所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会等公的機関
 - ②病院・診療所(産婦人科、小児科)等医療機関
 - ③子ども・子育て支援をすすめるボランティア・市民活動グループ
 - ④主任児童委員、民生委員・児童委員(民児協)
 - ⑤児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童発達支援センター
 - ⑥社会福祉協議会
 - ⑦その他、こども食堂やプレイパーク活動など、地域で子どもへの支援活動を行う民間の子ども・子育て支援団体等
- こうした外部の組織・団体との連携に際しては、日頃から情報の交換や共有を図るなどし、関係性を構築しておくことが重要です。
- 保育所・認定こども園等の施設長や主任保育士・主幹保育教諭など、管理的な立場にある者が、窓口となり、連絡・調整の役割を担うことが円滑な連携につながります。

全国保育士会倫理綱領(抜粋)

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。



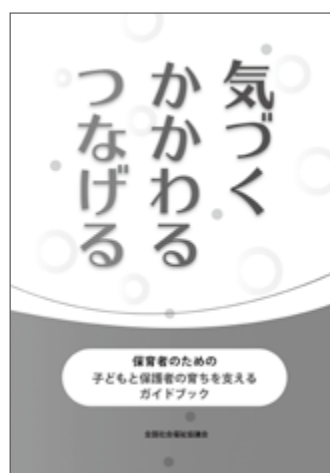
● 関連書籍のご案内

気づく かかわる つなげる 保育者のための 子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック

平成29年3月、全国社会福祉協議会は、保育所・認定こども園で働く新任の保育者におむけた、『気づく かかわる つなげる 保育者のための 子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック』をとりまとめました。

自ら悩みを伝えることができず抱え込んでしまう保護者（または子ども自身）の思いや、日常の保育の場面において感じる子どもや保護者の違和感・ちょっとした変化に、保育所・認定こども園等の保育士・保育教諭が、「気づいて、かかわり（支援）につなげる」ことを目的としたものです。

本パンフレットは、この『気づく かかわる つなげる 保育者のための 子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック』とともに読み解いていただくことにより、よりいっそう効果的な支援の充実へつなげていただけます。



定 価 本体800円（税別）
ISBN 978-4-7935-1237-7

ご購入 方法

- 「福祉の本出版目録」（全国社会福祉協議会 出版部ホームページ）よりご注文・ご購入いただけます。
<https://www.fukushinohon.gr.jp/>
- 「全社協出版部 受注センター」にて、お電話もしくはFAXでご注文・ご購入いただけます。
TEL. 049-257-1080 FAX. 049-257-3111

保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える
質の高い保育実践のために

平成29年 3月

発行：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会

監修：山縣文治（関西大学教授）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル4階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail info@z-hoikushikai.com ホームページ <http://www.z-hoikushikai.com>



保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える

質の高い保育実践のために